

公益社団法人日本青年会議所 東海地区協議会 2020年度

財政審査特別委員会

委員長 浅沼 慎也

財政審査特別委員会 委員長方針

公益社団法人日本青年会議所は、公益法人格を取得した法人であり、税制等の優遇を受けて運営されています。したがって、運営にあたっては、決められた予算の中で公共性と費用対効果の高い事業を行うことや一般企業に求められる以上に透明性の高い会計報告が必要です。その一翼を担う東海地区協議会についても当然に高い水準が求められるため、事業内容の公平性と健全性、会計面の透明性を精査する機関が必要不可欠です。

財政審査特別委員会では、公益法人会計基準に則った予算の執行及び決算報告を適正に行うために、財政審査特別会議を実施して、各委員会が計画する事業及び報告について、計画書、決算書及び証憑を細部まで厳しく審査します。東海地区協議会の財政基盤は、東海地区82会員会議所メンバーの会費で運営されているという観点からも、予算の無駄を無くし、各事業を効果的に実施することが必要です。また、肖像権や著作権等のコンプライアンスが遵守されているか審査し、各委員会が行う事業について、公益法人として社会から信頼される組織であり続けるための健全性の保全を図るとともに平素から厳重な審査を行うことで、定款第65条に定める事業報告及び決算を円滑に、かつ、正確に行うことができ、決算報告が透明性の高いものとなります。さらに、議案の体裁についても精査することで、会議の円滑な運営を行うための一助となります。そして、出向者については、公益法人会計基準の基礎や、コンプライアンスの知識を深めていただくことで、東海地区協議会だけでなく、出向元の各ブロック協議会、各会員会議所においても質の高い、健全な事業が実施されると確信いたします。

私たちが、会計面を通じて東海地区協議会各委員会のサポートを行うとともに事業及び報告の関所として機能することにより、各事業がより良いものとなり、東海地区協議会の社会的な信頼が高まることにつながります。